

静岡県告示第55号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和5年1月31日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 指定施業要件変更に係る保安林の所在場所

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和54年2月15日農林水産省告示第191号（一に係るものに限る。）

昭和57年11月8日農林水産省告示第1740号（一に係るものに限る。）

昭和59年8月18日農林水産省告示第1659号（二に係るものに限る。）

昭和63年6月28日農林水産省告示第911号（一に係るものに限る。）

2 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を静岡県庁、賀茂農林事務所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）